

「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業」に係る入札説明書等に関する質問への回答												
No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答	
		頁	章	条	項							
1	入札説明書	7	2	(1)	イ	(イ)	a	(a)(b)	設計業務を行う者の要件について	(a)もしくは(b)としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
2	入札説明書	7	2	(1)	イ	(イ)	a	(b)	設計業務を行う者の要件について	「有資格業者名簿の登録についてはいずれも入札参加資格確認基準日までに行うもの」と記載がございますが、一方 a「空調設備等の設計業務」を行う者の要件 には(b)本市の令和7・8年度の業務委託有資格業者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること と記載がございます。入札参加資格確認基準日までに登録が済んでいることで(b)の条件は満たすとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。	
3	入札説明書	8	2	(1)	イ	(イ)	d	(a)	維持管理業務の資格要件について	「選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格」とありますが、エネルギー方式は電気とガスを想定しております。必要となる資格とは何を指すのでしょうか。	具体的な資格の想定はありませんが、御提案いただく整備内容及び水準に応じて、必要な資格者を事業者にて御検討ください。	
4	入札説明書	8	2	(1)	イ	(イ)	d	(c)	維持管理業務の資格要件について	維持管理業務は多岐にわたりますので、少なくとも1社が「平成29年度以降に連続して5年以上の期間、室内機10台以上の空調設備の維持管理業務の実績」を含むこととしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
5	入札説明書	10	3	(2)					選定のスケジュール	入札説明書等に関する質問及び回答の公表が9月11日となっておりますが、入札参加表明書の提出が9月18日であるため、入札参加表明に関する質問に関しては9月11日より早期にご回答をお願いできないでしょうか。	早期に回答ができるよう努めます。なお、入札説明書に記載されている日程は予定です。	
6	要求水準書	5	1	(11)					求める資料	一般的な「既存図」については全ての学校において存在する認識でよろしいでしょうか。	対象室に関する既存図面として市が提供できるのは、参考図書として貸与する資料(入札説明書 別紙3 参考図書の貸与について参照)のみと見込み、貸与資料に無い資料は存在しないことを前提としてください。	
7	要求水準書	7	2	(1)	エ				配管等	「配管及び保温材等の耐久性、耐衝撃性に留意し、故障等の予防を図ることとする」とありますが、配管カバー等の素材の指定はなく、事業者の提案によるという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりで結構です。ただし、要求水準書に記載のとおり、別紙3の「3 参考基準・指針等」を適宜参考しつつ、学校現場に設置することを考慮すること、また結露等不具合が発生しない仕様での提案を求めます。	
8	要求水準書	9	2	(1)	ケ				共通事項	対象室別エネルギー消費量について付属室も必要となるのでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、エネルギー消費量は、対象校別及び室外機別に把握し、月報、半期業務報告書及び年度業務報告書に掲載することを求めます。なお、提案として付属室を含む対象室別のエネルギー消費量を把握し、効果的なモニタリングを行うことを妨げるものではありません。	
9	要求水準書	11	2	(5)					共通事項	電源自立型GHPから供給する電力としては室内機(单相200V)以外にも单相200Vは必要となるのでしょうか。100Vのみでよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。	
10	要求水準書	11	2	(5)					新設コンセントについて	「商用電源を接続すること」と記載がございますが、発電時以外でも使用ができる状態にするという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。	
11	要求水準書	13	3	(1)	エ	(ウ)			施工工程表及び仮設図の提出	「各施工校の施工開始月の3カ月前の月の月末まで」とありますが、工程表と仮設図はいずれも暫定版でも可として頂けますか。	要求水準書に記載のとおり、事業者が「各対象校の施工開始月の3か月前の月の月末まで」に提出する施工工程表及び仮設図は、記載された情報が暫定であったとしても、提出書類として完成させたものの提出を求めます。その後、施工業務の着手前提出書類として、更新した確定版を提出してください。	
12	要求水準書	18	4	(1)	ウ	(ア)			技術者及び補助員について	監理技術者は事業全体で1名配置するという理解でよろしいですか。	事業者の計画等を踏まえて、法令等に則り適切に配置してください。	
13	要求水準書	18	4	(1)	ウ	(ア)			技術者及び補助員について	配置する監理技術者は現場代理人を兼任出来るという理解でよろしいですか。	事業者の計画等を踏まえて、法令等に則り適切に配置してください。	
14	要求水準書	27	7	(1)	エ	(ウ)			共通事項	月報提出の中で対象室別エネルギー消費量の提出は必要でしょうか。	No.8の回答を参照してください。	
15	要求水準書	27	7	(1)	エ	(エ)			共通事項	半期報告書の中で対象室別エネルギー消費量の提出は必要でしょうか。	No.8の回答を参照してください。	
16	要求水準書	40-63							体育館内工事可能期間について	「体育館内工事可能期間」及び「対象室内工事可能期間」は「授業・外部団体含めて使用されない」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。	
17	落札者決定基準	9	別紙	No.3					代表企業、構成員の評価について	地域経済貢献の観点からは、事業の中核的役割を担う出資者としての参画がより重要と考えます。代表企業及び構成企業の参画について、より評価していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
18	基本協定書(案)	4		第8条	3項				独占禁止法違反等を理由とする解除	なお書きに記載の「第77条」は「第78条」でしょうか。	なお書に記載の「第77条」は「第79条」の誤りであったため、基本協定書(案)を修正します。	
19	基本協定書(案)	4		第8条	4項				独占禁止法違反等を理由とする解除	本項における違約金支払い義務は、本条2項等に規定のとおり「該当性につき帰責性を有する者は連帯して」という理解で宜しいでしょうか。本事業への前広な参画検討のためにご確認よろしくお願いたします。	基本協定書(案)第8条第4項は、同条第1項又は第9条第1項に規定する場合以外に、落札者の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合等を対象とするものであり、同項に基づく違約金支払義務は、帰責性を有する構成員等に限定されず、各構成員等に連帯して負担いただくこととしています。	
20	基本協定書(案)	6		第9条	9項				暴力団等の排除措置	本項における違約金支払い義務は、本条2項等に規定のとおり「該当性につき帰責性を有する者は連帯して」という理解で宜しいでしょうか。本事業への前広な参画検討のためにご確認よろしくお願いたします。	基本協定書(案)第9条第9項は、同条第2項又は第3項の規定と異なり、同項に基づく違約金支払義務は、帰責性を有する構成員等に限定されず、各構成員等に連帯して負担いただくこととしています。	
21	事業契約書(案)	9	第3章	第13条	第1項	(1)			契約保証金等	事業契約書(案)第13条及び別紙10に規定される契約保証金額(設備整備費相当額及び維持管理費相当額の10分の1)の算定基礎となる金額は、税込みでしょうか。	税込みです。	
22	事業契約書(案)	9	第3章	第13条	第1項	(1)			契約保証金等	事業契約書(案)第13条及び別紙10に規定される契約保証金額(設備整備費相当額及び維持管理費相当額の10分の1)の算定基礎となる金額は、税込みでしょうか。	No.21の回答を参照してください。	
23	事業契約書(案)	15	第4章	第22条	第3項				甲の請求による設計の変更	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。	

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	章	条	項						
24	事業契約書(案)	15	第4章	第23条	第2項				乙の請求による設計の変更	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
25	事業契約書(案)	23	第5章	第40条	第1項				工期又は供用開始時期の延長変更、施工可能期間等の変更による費用等の負担及び違約金	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
26	事業契約書(案)	24	第5章	第41条	第1項				工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
27	事業契約書(案)	24	第5章	第41条	第2項	第2号			工期又は供用開始時期の遅延による費用等の負担及び違約金	本事業への参画検討のため、「当該遅延がなかったならば当該空調設備等に関し交付されたはずの国庫補助金相当額又は当該遅延がなかったならば当該空調設備等に関し起債された市債の元利償還金に對し課じられたはずの交付税措置相当額の違約金」の想定リスク金額についてご教示をお願いいたします。	入札金額により異なるため、想定金額を示すことは出来ません。 なお、国庫補助金は、学校施設環境改善交付金が該当し、空調する面積に対し、補助単価(86,900円)を乗じた額が実際に施工した額のいずれか低い方(上限1億4千万円)に、補助率1/2を乗じた額が概ねの補助額となります。 また、現時点では本市は地方交付税の不交付団体であり、「当該遅延が無かったならば当該空調設備等に関し起債された市債の元利償還金に對し課じられたはずの交付税措置」はありません。
28	事業契約書(案)	26	第5章	第42条	第2項				工事の一時中止	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
29	事業契約書(案)	32	第6章	第53条	第3項				年度業務計画書等の提出	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
30	事業契約書(案)	38	第10章	第71条					維持管理のサービス対価の支払い	ただし書きのように、第49条に規定する空調設備等の供用開始時期が遅延した場合は、事業期間(維持管理期間)の終了日も変更するのでしょうか。	第49条に規定する空調設備等の供用開始時期が遅延した場合でも、事業期間(維持管理期間)の終了日を変更することは想定していません。
31	事業契約書(案)	40	第10章	第76条	第1項				モニタリングによる対価の減額	念のための確認ですが、空調設備等の性能および維持管理業務のモニタリングによる減額は設備整備費におよばないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
32	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第5項	(1)	イ	①	甲による契約解除	事業契約書(案)第78条第5項第1号イ①において、引渡し未了の空調設備等について契約解除となった場合、乙は当該事業実施場所を工事着工前の原状に復して返還することが原則とされ、同条第6項により、市が現状での引渡しを求めた場合に限り施工済み部分の評価相当額が支払われる建付けとなっております。金融機関が施工備期間中にSPCへ融資を行う場合、事業契約が解除された際にSPCが市に対して有する出来高部分の売買債権が返済原資となるため、事業者の責めに帰す事由による解除の場合も含め、市が出来高部分を買受ける(評価相当額を支払う)建付けに変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
33	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第5項	(1)	イ	①	甲による契約解除	事業契約書(案)第78条第5項第1号イ①において、引渡し未了の空調設備等について契約解除となった場合、乙は当該事業実施場所を工事着工前の原状に復して返還することが原則とされ、同条第6項により、市が現状での引渡しを求めた場合に限り施工済み部分の評価相当額が支払われる建付けとなっております。金融機関が施工備期間中にSPCへ融資を行う場合、事業契約が解除された際にSPCが市に対して有する出来高部分の売買債権が返済原資となるため、事業者の責めに帰す事由による解除の場合も含め、市が出来高部分を買受ける(評価相当額を支払う)建付けに変更いただけないでしょうか。	No.32の回答を参照してください。
34	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第5項	(1)	イ	③	解除対象となった空調設備等に関する処理	「解除の対象となった事業実施場所に関する設計・施工等のサービス対価(消費税等の税率は解除時の税率とする。)」に10分の1を乗じた額を支払う」とありますので、解除の対象となった該当校に関する設計・施工等のサービス対価の10分の1の金額が当該違約金という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
35	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第6項				甲による契約解除	事業契約書(案)第78条第6項において、施工済み部分の評価相当額が支払われる場合の「評価相当額」には、直接工事費のほか、設計費及び特別目的会社の設立・運営に係る合理的な費用(金融費用を含む)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「評価額相当額」は、本件契約解除時点における施工済み部分について、市が利用価値を認め、かつこれを利用する場合における当該施工済み部分の評価額を指し、設計費、SPC設立・運営費、金融費用等を費目ごとに積み上げて別途精算する趣旨ではありません。 具体的な評価相当額については、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
36	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第6項				甲による契約解除	事業契約書(案)第78条第6項において、施工済み部分の評価相当額が支払われる場合の「評価相当額」には、直接工事費のほか、設計費及び特別目的会社の設立・運営に係る合理的な費用(金融費用を含む)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.35の回答を参照してください。
37	事業契約書(案)	44	第11章	第78条	第6項				甲による契約解除	貴市が支払う施工済み部分の評価額相当には、当該評価額を構築する上で必要であった費用(事前調査費、設計費、SPCの運営経費や金融費用等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No.35の回答を参照してください。
38	事業契約書(案)	46	第11章	第79条	第6項				独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	本契約が解除されるか否かにかかわらず違約金支払義務が発生する規定となっておりますが、本PFI事業のために設立されるSPCは事業遂行のみを目的とする特別目的会社であり、談合・独占禁止法違反や反社会的勢力該当といった原因行為者は、実質的な事業主体である構成企業等となるのが通常と考えられます。SPCが上記条項に基づき、契約の解除有無に関わらず違約金支払義務を負う場合、返済原資毀損リスクを定量的に把握することが難しく、一般に本事業への融資判断が大きく制約される可能性が高いと認識しております。基本協定に基づき構成員が支払った場合は支払義務を免れることは理解しておりますが、SPCに同違約金リスクが付されている場合、返済原資毀損リスクに対応するため、金融機関から違約金相当額のリザーブ設定等の信用補完措置を求められ、その結果、資金調達コストの増加より事業コスト全体の増加を招くことを懸念しております。 以上から、当該規定を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	章	条	項					
39	事業契約書(案)	47	第11章	第79条	第7項			独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	本契約が解除されるか否かにかかわらず違約金支払義務が発生する規定となっておりますが、本PFI事業のために設立されるSPCは事業遂行のみを目的とする特別目的会社であり、談合・独占禁止法違反や反社会的勢力該当といった原因行為者は、実質的な事業主体である構成企業等となるのが通常と考えられます。SPCが上記条項に基づき、契約の解除有無に関わらず違約金支払義務を負う場合、返済原資毀損リスクを定量的に把握することが難しく、一般に本事業への融資判断が大きく制約される可能性が高いと認識しております。基本協定に基づき構成員が支払った場合は支払義務を免れることは理解しておりますが、SPCに同違約金リスクが付されている場合、返済原資毀損リスクに対応するため、金融機関から違約金相当額のリザーブ設定等の信用補充措置を求められ、その結果、資金調達コストの増加より事業コスト全体の増加を招くことを懸念しております。以上から、当該規定を削除いただけないでしょうか。	No.38の回答を参照してください。
40	事業契約書(案)	47	第11章	第79条	第8項			独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	「甲と乙との間で締結された基本協定書第8条第3項に基づき、乙が甲に対し、違約金の支払いを行った場合は、乙は本項の支払義務を免れるものとする。」とありますが、ここでいう乙とは、SPCではなく、構成員を指すという理解でよろしいでしょうか。	本条項の「乙」を正確に表現すると次のとおりとなります。「市と構成員等との間で締結された基本協定書第8条第3項に基づき、構成員等が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、SPCは本項の支払い義務を免れるものとする。」このことを明確にするため、事業契約書(案)を修正します。
41	事業契約書(案)	47	第11章	第79条	第8項			独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除	本契約が解除されるか否かにかかわらず、第79条第6項の違約金に加えて、別途違約金を支払う規定となっておりますが、本PFI事業のために設立されるSPCは事業遂行のみを目的とする特別目的会社であり、談合・独占禁止法違反や反社会的勢力該当といった原因行為者は、実質的な事業主体である構成企業等となるのが通常と考えられます。SPCが上記条項に基づき、契約の解除有無に関わらず違約金支払義務を負う場合、返済原資毀損リスクを定量的に把握することが難しく、一般に本事業への融資判断が大きく制約される可能性が高いと認識しております。基本協定に基づき構成員が支払った場合は支払義務を免れることは理解しておりますが、SPCに同違約金リスクが付されている場合、返済原資毀損リスクに対応するため、金融機関から違約金相当額のリザーブ設定等の信用補充措置を求められ、その結果、資金調達コストの増加より事業コスト全体の増加を招くことを懸念しております。以上から、当該規定を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
42	事業契約書(案)	49	第11章	第80条	第3項	(2)	エ	乙による契約解除	追加費用又は損害を貴市に負担いただく場合、当該追加費用又は損害には合理的な範囲での金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	状況に応じて、市と事業者の協議により決めさせていただきます。
43	事業契約書(案)	60	第13章	第98条	第5項			付保すべき保険等	事業契約書(案)第98条第5項において、乙に付保が義務付けられている保険(別紙15の1)に基づく保険金は、まず甲(市)が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その残余を乙(事業者)が負担すべき額から控除する旨規定されております。不可抗力事由等は本来事業者の帰責によらない事由であることから、保険金はまず乙が負担すべき額に優先的に充当し、残余を甲の負担額に充当する建付けに変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
44	事業契約書(案)	61	第13章	第98条	第5項			付保すべき保険等	事業契約書(案)第98条第5項において、乙に付保が義務付けられている保険(別紙15の1)に基づく保険金は、まず甲(市)が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その残余を乙(事業者)が負担すべき額から控除する旨規定されております。不可抗力事由等は本来事業者の帰責によらない事由であることから、保険金はまず乙が負担すべき額に優先的に充当し、残余を甲の負担額に充当する建付けに変更いただけないでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
45	事業契約書(案)	67	別紙2	3				維持管理業務期間	「令和10年4月1日から令和24年3月31日まで」とありますが、令和9年度内に引渡しがある場合は、維持管理期間も令和9年度から開始する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。事業契約書(案)を修正します。
46	事業契約書(案)	91	別紙9	6	(5)	①		維持管理のサービス対価の減額	維持管理のサービス対価のうち、対象業務に対応する部分の減額を行うとありますが、対象になる学校の対象業務(例えば別紙11の維持管理費の項目の各費用で区分される業務)のサービス対価が減額されるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
47	事業契約書(案)	101	別紙11	1				サービス対価の構成	空調設備等の供用開始以前の会計・税務費用、弁護士費用、SPC管理費、FA費用、保険料等の費用は、施設整備費における「特別目的会社設立に係る費用」又は「その他施設整備に関して必要な費用」として見込むことで宜しいでしょうか。	事業を実施するにあたり必要となるSPC設立費等の開業準備費については、引渡しに関わらず、最初の設計・施工等のサービス対価の支払い時期で支払うことができることとしています。この支払い時期までに必要となるSPC関連費は、設計・施工等のサービス対価における「特別目的会社設立に係る費用」として見込んでください。なお、提案時には、「特別目的会社設立に係る費用」に係る内訳を提示してください。また、これ以降のSPC運営費は、維持管理のサービス対価において見込んでください。
48	事業契約書(案)	101	別紙11	1				サービス対価の構成	事業契約書(案)別紙11「サービス対価の構成」において、設計・施工等のサービス対価(設備整備費)の対象費用として「特別目的会社設立に係る費用」の記載はございますが、施工期間中における特別目的会社の運営に係る費用(決算・監査費用等)については記載が確認できません。当該費用は設計・施工等のサービス対価に含まれる認識でよろしいでしょうか。	No.47の回答を参照してください。
49	事業契約書(案)	101	別紙11	1				サービス対価の構成	事業契約書(案)別紙11「サービス対価の構成」において、設計・施工等のサービス対価(設備整備費)の対象費用として「特別目的会社設立に係る費用」の記載はございますが、施工期間中における特別目的会社の運営に係る費用(決算・監査費用等)については記載が確認できません。当該費用は設計・施工等のサービス対価に含まれる認識でよろしいでしょうか。	No.47の回答を参照してください。
50	事業契約書(案)	101	別紙11	2				サービス対価の支払い方法	「事業を実施するにあたり必要となるSPC設立費等の開業準備費については引渡しに関わらず、最初の設計・施工等のサービス対価の支払い時期で支払うことができる」とありますが、保険料(例えば事業契約締結時に支払う履行保証保険等)や弁護士費用、SPC管理費、FA費等も含まれるということで宜しいでしょうか。	No.47の回答を参照してください。
51	事業契約書(案)	102	別紙11	2	(1)			設計・施工等のサービス対価(サービス対価A)	「なお、事業を実施するにあたり必要となるSPC設立費等の開業準備費については、引渡しに関わらず、最初の設計・施工等のサービス対価の支払い時期で支払うことができる。」とありますが、「事業を実施するにあたり必要となるSPC設立費等の開業準備費」の内容・金額は提案による認識で宜しいでしょうか。また、2回目以降の設計・施工等のサービス対価の支払い時期に計上しても良いのでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。ただし、内訳・金額を事業提案書類において明記してください。
52	事業契約書(案)	103	別紙12	2	(1)	①		施工期間中における改定	事業契約書(案)別紙11において、建中金利は設計・施工等のサービス対価(設備整備費)の構成要素として明記されておりますが、別紙12「2物価変動に基づく改定」の対象費用は「直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費」とされ、建中金利は明示的に対象とされておられません。近年の金利上昇局面を踏まえ、施工期間中の市場金利上昇に起因して増加した建中金利についても、物価変動に基づく改定の対象に含めていただくことは可能でしょうか。	建中金利は、直接工事費および共通費など直接工事施工に必要な経費に含まれるものとし、事業契約書(案)別紙12に規定する「物価変動に基づく改定」の対象費用とします。ただし、金利上昇に起因して増加した建中金利については改定の対象には含めません。

No	資料名	該当箇所							タイトル	質問	回答
		頁	章	条	項						
53	事業契約書(案)	103	別紙12	2	(1)	①			施工期間中における改定	事業契約書(案)別紙11において、建中金利は設計・施工等のサービス対価(設備整備費)の構成要素として明記されておりますが、別紙12「2物価変動に基づく改定」の対象費用は「直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費」とされ、建中金利は明示的に対象とされておりません。近年の金利上昇局面を踏まえ、施工期間中の市場金利上昇に起因して増加した建中金利についても、物価変動に基づく改定の対象に含めていただくことは可能でしょうか。	No.52の回答を参照してください。
54	事業契約書(案)	108	別紙14						不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	「空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価(消費税等の税率は本件事業契約締結時の税率とする。以下同じ。)」の100分の1に至るまでを乙が負担」とありますが、各対象校の空調設備等に係る設計・施工等のサービス対価の100分の1に至るまでを乙が負担する認識で宜しいでしょうか。 維持管理についても同様に各対象校の維持管理のサービス対価の100分の1に至るまでを乙が負担する認識で宜しいでしょうか。	設計・施工等のサービス対価については、お見込みのとおり、各対象校の空調設備等の設計・施工等のサービス対価の100分の1に至るまでを乙が負担してください。 維持管理のサービス対価については、当該年度の維持管理のサービス対価総額の100分の1に至るまでを乙が負担してください。
55	事業契約書(案)	112	別紙16	第1条					保証	「第43条」とありますが、「第44条」で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。事業契約書(案)を修正します。
56	様式集	3							提出書類一覧表	様式5-3のサイズが「A3」となっていますが、正しくは「A4」でしょうか。	お見込みのとおりで結構です。様式集を修正します。
57	様式集	3							提出書類一覧	様式集「提出書類一覧表」において、事業実施提案書に付随する「※添付資料 関心表明書等」の提出が認められておりますが、提案内容の確実性を高めるため、融資機関からの融資確約書等についても、当該添付資料として提出することをお認めいただけますでしょうか。	事業提案書の添付資料として、御質問のような融資機関からの融資確約書等、提案内容の確証となる書類をご提案内容に応じて添付して提出することは妨げません。
58	様式集	3							提出書類一覧	様式集「提出書類一覧表」において、事業実施提案書に付随する「※添付資料 関心表明書等」の提出が認められておりますが、提案内容の確実性を高めるため、融資機関からの融資確約書等についても、当該添付資料として提出することをお認めいただけますでしょうか。	No.57の回答を参照してください。
59	様式集	3,4							提出部数について	20部となっているものについて、ペーパーレス化の観点から減らしていただけないでしょうか。	精査をし15部とします。
60	様式集	5	2						作成上の留意事項	「事業提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこと。」とありますが、提出者の実績等は記載してよいでしょうか。	社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載が無ければ、実績を記載することを妨げるものではありません。
61	様式集	5	2						作成上の留意事項	「両面印刷は行わないこと」とありますが、関心表明書等の提案根拠となる添付資料の枚数が非常に多くなった場合には、全体の厚みが増えて取り扱いにくくなることを避けるため、部分的に両面印刷としてもよろしいでしょうか。	様式番号を付して作成を求めている提案書類以外の添付資料等については、両面印刷で提出することを認めます。
62	様式集	5	2						作成上の留意事項	「それぞれ正本1部③、④の区分については副本19部を加えて(合計20部)を提出すること。」とありますが、正本と副本はファイル表紙以外の書類は全く同じものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで、③、④の区分について正本と副本の違いは主にファイルの表紙及び背表紙の通し番号のみで、提案書類の内容は同じものとしてください。 なお、押印を要する書類等の原本がある場合は、「入札参加資格確認申請に関する書類」は、入札説明書のとおりとし、「入札及び事業提案書提出に関する書類」においては、様式3、4は入札説明書等のとおりとし、様式5以降で原本がある資料は、原本を正本に綴ってください。
63	様式集	5	2						作成上の留意事項	「なお、③、④の区分のファイルの表紙及び背表紙には、通し番号(正本には1/20、副本には2/20～19/20)を記入すること」とありますが、「19/20」は間違いで正しくは「20/20」ということでよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。様式集を修正します。 なお、No.59の回答のとおりで、提出部数を15部としましたので、併せて修正いたします。
64	様式集	5	2						作成上の留意事項	各分冊ともに、特にインデックスなどの指定がありませんが、応募者側の判断で、適宜インデックスや仕切りを入れてよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
65	様式集	5	2						作成上の留意事項	「各分冊のファイルの表紙及び背表紙に「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業」と「①～④」の番号を明記し」とありますが、ファイルの表紙に「提案受付番号」の記載等、応募者を識別する記載は不要でしょうか。	提出する各ファイルの表紙に「提案受付番号」を記載してください。様式集を修正します。
66	様式集	5	2						作成上の留意事項	「事業提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこと」と規定されておりますが、応募グループに属さない第三者企業や団体の固有名称について、記載することは可能でしょうか。	提案者の特定につながらないことを前提に、提案者の責任において、記載することは妨げません。ただし、下請け企業の記載は不可とします。
67	様式集	5	2						記入要領	様式集「作成上の留意事項」において「事業提案書には、金融機関名も含め、社名やグループ名等、提出者を特定できるような記載は一切行わないこと」と規定されておりますが、応募グループに属さない第三者企業の固有名称については、提出者(応募グループ)を特定できない場合に限り、事業提案書内に記載することは可能でしょうか。	No.66の回答を参照してください。
68	様式集	6							提案書の綴じる区分	③アで「様式5-0～様式5-8及び添付資料」とありますが、「様式5-8」は見当たりませんので誤記と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。様式集を修正します。
69	様式集	6							提案書の綴じる区分	③アで「様式5-0～様式5-8及び添付資料」とありますが、添付資料は様式5-5の後ろに挿入するのではなく、様式5全体の一番後ろにつけると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
70	様式集	6							提案書の綴じる区分	④オに「※4校分を合わせて1冊に綴じること」とありますが、「エ」と「オ」を合わせて1冊に綴じるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。 なお、電子データで事業提案書を提出する際にも、様式集6ページにある「綴じる区分」ごとにフォルダを作成して、関係する様式等を格納して提出してください。また、事業者判断で、確認しやすさに配慮し、さらなるフォルダの細分化等の工夫をしていただくことは、妨げません。
71	様式集	14	様式2-1							様式2-1等の入札参加資格確認申請に関する書類には「所在地」「商号又は名称」の記載欄がございますが、本社情報を記載すればよいのか、又は川崎市の入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店情報を記載する必要があるか、ご教示いただけますでしょうか。	本市の令和7・8年度の業務委託有資格業者名簿又は工事請負有資格業者名簿に登録されている情報を記載してください。登録のない企業は、本社情報を記載してください。
72	様式集	16	様式2-3						入札参加者構成表	会社としての代表者に限らず貴市に登録している契約代理人を記載することも宜しいでしょうか。	No.71の回答を参照してください。

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	章	条	項					
73	様式集	17 18 19	様式 2-4					入札参加意思表明書	会社としての代表者に限らず貴市に登録している契約代理人と届出印で記載することでも宜しいでしょうか。	No.71の回答を参照してください。
74	様式集	20	様式 2-5					委任状	会社としての代表者に限らず貴市に登録している契約代理人と届出印で記載することでも宜しいでしょうか。	No.71の回答を参照してください。
75	様式集	29	様式 2-14					添付書類提出確認書	法人税納税証明書並びに消費税納税証明書は様式3の3で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで、「6 法人税納税証明書」及び「7 消費税納税証明書」については、納税証明書その3の3で結構です。
76	様式集	29	様式 2-14					添付書類提出確認書	市税完納証明書又は市税納税証明書については川崎市のもので良いでしょうか。また、その場合、川崎市に納税義務が無い場合は、どのような書面を提出させていただければ良いでしょうか。	本市の市税納税証明書(滞納処分を受けたことが無い旨の証明)を提出してください。本市に納税義務が無い場合は、事業所の所在地の市区町村において滞納処分を受けたことが無いことを証明できる書類を提出してください。
77	様式集	29	様式 2-14					添付書類提出確認書	商業登記簿謄本は現在事項全部証明書で宜しいでしょうか。	登記事項証明書のうち、履歴事項全部証明書を提出してください。様式集を修正します。
78	様式集	31	様式 3-0					様式3-0他、表紙の様式	表紙の様式については下中央に「提案受付番号」の記載スペースが作られています、「提案受付番号」とは何でしょうか。	入札参加資格が確認された入札参加者を識別するために、各入札参加者に付与する番号です。本市が入札参加資格審査の結果を通知する際に、入札参加資格が確認された入札参加者の代表企業に対し、あわせて通知します。
79	様式集	-	様式 4-2						設計・施工等のサービス対価の「設計業務費」「工事監理業務費」「所有権移転業務費」についても、各校ごとの費用算出が困難な場合は、まとめて記入してもよろしいでしょうか。また、まとめて記載する場合は対象校NO1の殿町小学校の箇所に記載する認識でしょうか。	対象室数の変更に伴うサービス対価の改定等において、様式4-2及び4-3-1～4-3-4に基づきサービス対価の増減調整を行うことを原則としているため、設計・施工等のサービス対価の「設計業務費」「工事監理業務費」「所有権移転業務費」について、対象校別に分けて計上してください。
80	様式集	-	様式 4-2						設計・施工等のサービス対価の「設計業務費」「工事監理業務費」「所有権移転業務費」についても、各校ごとの費用算出が困難な場合は、まとめて記入してもよろしいでしょうか。また、まとめて記載する場合は対象校NO1の殿町小学校の箇所に記載する認識でしょうか。	No.79 の回答を参照してください。
81	様式集	45	様式 5-3					下請企業の解釈	下請企業における市内業者の企業数・発注額の割合について、何次下請けまでを想定していますでしょうか。	構成員又は協力企業から業務を請負又は委託される一次下請までとしてください。
82	様式集	45	様式 5-3					下請企業における契約予定最低達成割合	「事業実施段階での確実な達成を求めます」との記載がございますが、施工期間中の川崎市内公共工事の発注状況や労務需給の変動等により、市内企業の確保が困難となる場合や、見積取得時点と契約後で市内企業の見積金額が大きく変動する可能性があります。また、本事業において市内企業活用方針が公表されることにより、市内企業への発注需要が集中し、価格競争環境の変化に伴う見積金額の上昇も想定されます。このような状況の下、事業者が合理的な努力を尽くした場合であっても、市内企業活用率の達成と事業の経済合理性・継続性の確保が両立しないケースも想定されます。この場合における発注者の基本的な考え方をご教示ください。	そのような見通しも踏まえて、「最低達成額」、「最低達成割合」としての提案をお願いします。
83	様式集	-	様式 5-6						1円未満の端数の切り捨てにより、総額との不一致が生じる場合の調整は、事業者の任意にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
84	様式集	-	様式 5-6						経営指標については、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2までを記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。ただし提出するエクセルファイルでは、計算式を残し、小数第3位以下も確認できるようにしてください。
85	様式集	-	様式 5-6						経営指標については、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2までを記載すればよろしいでしょうか。	No.84の回答を参照してください。
86	様式集	-	様式 5-6						本件は引き渡し時に一括金として支払われるスキームのため、長期ローンでの調達はないものと思われます。そのため、DSCRについては算出しないものと思われるため削除いただけますでしょうか。	使用しない欄は空欄又は値がないことを示す記号等(例「－」等)を記載してください。
87	様式集	-	様式 5-6						本件は引き渡し時に一括金として支払われるスキームのため、長期ローンでの調達はないものと思われます。そのため、DSCRについては算出しないものと思われるため削除いただけますでしょうか。	No.86の回答を参照してください。
88	様式集	-	様式 5-6					損益計算書	【作成要領及び記入時の注意】に、「金額は、様式5-7「サービス対価の支払予定表」と整合させること。」とありますが、様式5-6は税抜、様式5-7は税込となっており、整合できないと思われます。様式5-7に消費税の金額を別段で記載することでも宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで結構です。
89	様式集	-	様式 5-7						維持管理費のサービス対価について、平準化に伴い端数が生じた場合の調整は、事業者の任意にてよろしいでしょうか。	最終の支払時期である令和24年3月末において、調整を行ってください。
90	様式集	-	様式 5-7					支払時期別の予定表	令和9年度中に引渡しが完了した学校の維持管理費は令和9年度の維持管理費が発生すると考えております。その場合、様式5-7の令和10年3月末の支払いが斜線となっておりますようにしておりますので、変更をお願い致します。上記と同様に令和10年度、11年度引渡分についても斜線部分の削除をお願い致します。	様式集を修正します。